

第11号

曾於北部土地改良区だより



(噴射ホースによる散水)



(ロールカーによる植付前の基礎水)



(お茶の防霜散水)



(レインガンによる散水)

もくじ

理事長あいさつ・臨時・通常総代会・・・P 1
役員就退任・地区・組合員状況・・・P 2
決算・地区・組合員状況・財産・予算・・・P 3～P 4

組合員のみなさんへ・職員紹介・・・P 4～P 6
事業の進捗状況と地区の完了年度・・・P 7



水土里ネット
曾於北部

発行：曾於北部土地改良区

〒899-4192

鹿児島県曾於市財部町南保 11275 番地

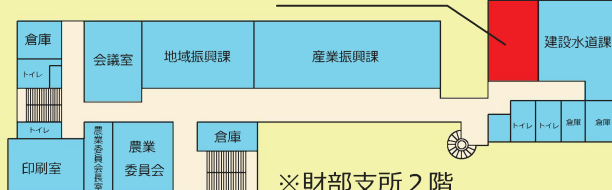
(曾於市役所財部支所内)

TEL & FAX 0986-72-0455

緊急時 080-4278-0455

080-4280-0455

曾於北部土地改良区



※財部支所2階

組合員の皆様方には、平素から曾於北部土地改良区の運営にご理解とご協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。

今般の世界中にまん延している新型コロナウイルス感染症につきまして、ワクチン接種が開始されてはいますが、一向に終息の目処が立たない状況であります。皆様におかれましても、自粛等制限の多い生活を強いられていることと存じます。第11回通常総代会も感染症拡大防止対策のため、書面議決を活用した少人数での開催となりました。今後、一刻でも早い事態の終息を心より願うばかりであります。

さて、そのような状況ではありますが、曾於北部地区附帯県営事業の進捗率は、事業費ベースで51.8%となっており通水可能面積は全体の36.8%に相当する734.2haまで拡大しております(令和2年度末時点)。今後も農業経営の安定化に資するため、関係機関と一体となり早期の全面通水並びに末端散水施設設置の推進と水利用率の向上対策を進めていかなければならないと考えております。そのためにも組合員の皆様方には事業実施期間中に末端散水施設の申込をして頂き、ぜひ畑かんの水を有効利用していただきたいと思っております。また、水利用効果の高い露地野菜等の導入拡大や水を活用したお茶や施設園芸の安定生産など、組合員の皆様にとって農業所得の向上並びに地域経済の活性化に寄与できればと存じます。

最後になりますが、当区も今年1月で設立10周年を迎えることができました。今後も地域農業の発展のため、役職員一体となり適切な管理運営に務めてまいる所存ですので、皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健勝とご活躍を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

令和2年度臨時総代会を開催

令和3年1月14日(木)午後1時30分より曾於市財部支所において、臨時総代会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数での出席及び書面による議決を採用し、提出した報告第1号から議案第2号まで全て原案のとおり承認・議決されました。

議 案	報告第1号	令和2年度収支補正予算の専決処分について
	報告第2号	令和2年度収支補正予算の専決処分について
	議案第1号	令和2年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法の変更の議決について
	議案第2号	令和2年度収支補正予算(案)の議決について



第11回通常総代会を開催

令和3年3月26日(金)午後1時30分より曾於市財部支所において、第11回通常総代会が新型コロナウイルス感染症対策のため、少人数での出席及び書面による議決を採用し開催いたしました。

議長に財部町の上野博利総代を選出して議事に入り、提出した議案第1号から議案第13号まで審議され、全て原案のとおり承認・議決されました。

議 案	議案第1号	令和元年度事業報告の承認について
	議案第2号	令和元年度収支決算の承認について
	議案第3号	令和元年度財産目録の承認について
	議案第4号	令和2年度収支補正予算(案)の議決について
	議案第5号	令和3年度事業計画(案)の議決について
	議案第6号	令和3年度賦課金の額、賦課徴収方法及びその時期の議決について
	議案第7号	令和3年度役員報酬及び費用弁償の議決について
	議案第8号	令和3年度一時借入金の最高限度額の議決について
	議案第9号	令和3年度余裕金預入先金融機関の議決について
	議案第10号	令和3年度日本政策金融公庫の借入額及び償還方法の議決について
	議案第11号	令和3年度加入金の額の議決について
	議案第12号	令和3年度収支予算(案)の議決について
	議案第13号	曾於北部土地改良区役員補欠選任の議決について



役員の就退任について

第11回通常総代会において、役員の辞任による補欠選任が行われ、新役員として理事1名が就任されました。新役員の方には、土地改良区の業務及び運営にご尽力いただくこととなります。辞任された理事におかれましては、これまで多大なご尽力をいただき、誠に感謝申し上げます。

辞任	被選任区	職名	氏名
	第2被選任区 曾於市末吉町	理事	末原 利雄

就任	被選任区	職名	氏名
	第2被選任区 曾於市末吉町	理事	迫 将嗣

令和元年度 財産・賦課金等の状況

1. 財産目録

資産の部		
科目	金額(円)	付記
1. 流動資産	4,859,791	現金・貯金
2. 固定資産	1,200,858	備品等 (42点)
3. その他固定資産	29,170,986	積立資産
計	35,231,635	

負債の部		
科目	金額(円)	付記
1. 流動負債	0	
2. 固定負債	30,177,144	農業基盤整備資金
計	30,177,144	

2. 財産目録(太陽光発電事業)

資産の部		
科目	金額(円)	付記
1. 固定資産	1,732,501	有形・無形固定資産
2. 流動資産	11,927,458	現金・貯金・未収金等
計	13,659,959	

負債の部		
科目	金額(円)	付記
1. 固定負債	0	
2. 流動負債	14,192	未払金
計	14,192	

3. 農業基盤整備資金(借入金：平成25年度から令和元年度まで)

(単位：円)

工事地区名	借入先	借入金総額	令和元年度までの償還済額	未償還額
第一曾於北部	日本政策金融公庫	6,710,000	1,868,537	4,841,463
第二曾於北部	日本政策金融公庫	24,324,000	6,223,213	18,094,787
第三曾於北部	日本政策金融公庫	5,992,000	1,049,838	4,942,162
第四曾於北部	日本政策金融公庫	672,000	0	672,000
第五曾於北部	日本政策金融公庫	2,301,000	680,268	1,620,732
計		39,999,000	9,821,856	30,171,144

4. 賦課金(納入・滞納状況)

賦課金種目	年度	調定額(円)	徴収済額(円)	未収額(円)	徴収率
運営賦課金	令和元年度	5,133,410	5,133,410	0	100%
特別賦課金	令和元年度	6,003,737	6,003,737	0	100%

令和元年度 地区・組合員の状況

地区	地区名	前年度末地積(ha)	本年度末地積(ha)	比較増減(ha)	本年度賦課地積(ha)
	曾於北部地区	2,052	1,999.7	△52.3	92

組合員	選挙区別	前年度末(人)	本年度末(人)	比較増減(人)	附記
	財部町(第1区)	1,527	1,232	△295	
	末吉町(第2区)	1,517	1,226	△291	
	大隅町(第3区)	667	587	△80	
	合計	3,711	3,045	△666	

令和元年度 収支決算

一般会計収入の部	
科 目	決 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	11,137,147
2. 補助金等収入	27,293,000
3. 受託料収入	635,555
4. 雑収入	742,743
5. 借入金収入	6,617,000
6. 繰入金収入	14,727,000
7. 繰越金	2,684,823
収入合計	63,837,268

一般会計支出の部	
科 目	決 算 額 (円)
1. 土地改良事業費	34,862,616
2. 一般管理費	3,968,838
3. 借入金返済支出	3,428,123
4. 負担金等	9,590,900
5. 積立金繰出金	7,127,000
6. 繰出金	0
7. 予備費	0
支出合計	58,977,477

令和元年度予算
の執行状況です。



特 別 会 計	収 入	支 出	差 額
太陽光発電事業	30,752,649	18,901,708	11,850,941
施設等維持管理積立金	23,125,556	0	23,125,556
職員退職給与積立金	6,045,430	0	6,045,430
転用決済金	0	0	0

差額は翌年度へ繰越

水利用について



水利用

水利用をしたい方は、使用前に必ず『畑地かんがい給水開始申込書』を曾於北部土地改良区に提出してください。提出後に、賦課金決定通知書と開栓用ハンドルをお渡しします。また、申請された畑には『水利使用許可標』を設置しています。

※無断での水利用や申込をしていない他の畑に水を持ち出すことは、組合員の方でも盗水となり当該年度分の賦課金を請求します。



水利用変更

※下記のいずれかが発生したら届出が必要になります。速やかに届出てください。

1. 給水目的の変更（普通畑からハウスへ変更など）
2. 利用者の変更
3. 水使用場所の変更
4. 休止・廃止（当該年度分を賦課の対象とし、その後1年間は施設の利用はできません）



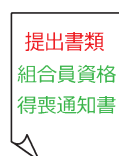
給水停止

※利用者が下記のいずれかに該当する場合は、給水を停止します。

1. 賦課金を滞納した場合、完納するまで。
2. 用途外使用が判明した場合。
3. 水利用管理組合要綱に違反した場合。
4. 無届け等による水利用が判明した場合。（当該年度分の賦課金を請求します。）

畑かん地区内の農地に移動や組合員（耕作者）に変更があったときには届出が必要です

- ◆ 土地の所有権（売買・相続等）・耕作者の変更等
- ◆ 組合員資格の変更（組合員の死亡や農業者年金受給による経営移譲等）
- ◆ 住所の変更
- ◆ 畑かん受益地への編入、除外



※用紙は土地改良区にあります。

※このような時には、土地改良法により組合員から土地改良区へ届け出るように義務付けられています。法務局・曾於市・農業委員会の届出だけでは、曾於北部土地改良区の台帳は変更されません。また、畑かん受益地への編入には、初年度のみ1回だけ10aあたり1,000円の加入金が必要となります。

令和3年度 収支予算

一般会計収入の部	
科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	47,625,000
2. 補助金等収入	40,290,000
3. 受託料収入	669,000
4. 雑収入	1,037,000
5. 借入金収入	36,000,000
6. 繰入金収入	4,033,000
7. 繰越金	186,000
収入合計	129,840,000

一般会計支出の部	
科 目	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業費	39,208,000
2. 一般管理費	7,429,000
3. 借入金返済支出	5,292,000
4. 負担金等	72,755,000
5. 積立金繰出金	4,637,000
6. 予備費	519,000
支出合計	12,984,000

特 別 会 計	前年度繰越金	収 入	支 出	差 額
太陽光発電事業	4,030,000	14,853,000	18,883,000	0
施設等維持管理積立金	33,329,000	2,501,000	35,830,000	0
職員退職給与積立金	7,821,000	2,138,000	9,959,000	0
農地転用決済金立金	0	2,000	2,000	0
太陽光発電事業積立金	4,435,000	4,441,000	8,876,000	0

賦課金額・徴収時期・支払について

科 目	賦 課 基 準		備 考
	種 別	10a当り	
運営賦課金	茶畑	12,000円	※点滴チューブについて ・点滴チューブのみの施設の茶園に限る。(スプリンクラーとの併設の場合はスプリンクラーの金額) ・点滴チューブは1mあたり毎分130cc前後の散水量のもので、使用方法は補給かんがい及び液肥散布のみとする。
		3,600円	
		4,000円	
	ハウス	6,000円	※育苗ハウスは筆ごとの10a単位での賦課とする。
		3,600円	
	普通畑	3,600円	



※賦課金の支払は原則として金融機関窓口（振込手数料はご負担願います。）
または、口座振替での支払をお願いします。

科 目	区 分				備 考
	運営賦課金 (前期)	運営賦課金 (後期)	特別賦課金 (分割)	特別賦課金 (一括)	
賦課基準日	4月1日	—	—	—	運営賦課金 (後期)は 前期の納入 以降に水利 用申込のあ った場合。
納入期限	11月30日	3月20日	11月30日	当該年度 3月20日	
口座振替	11月1日	3月10日	11月1日	当該年度 3月10日	

※口座振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

※ 振込手数料の負担が無い口座振替の登録をおすすめします。（登録に約60日程かかります。）

口座振替が可能な金融機関

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 鹿児島銀行 | 6. 九州労働金庫 |
| 2. J Aグループ鹿児島 | 7. 奄美信用金庫 |
| 3. 鹿児島信用金庫 | 8. 奄美大島信用金庫 |
| 4. 南日本銀行 | 9. 鹿児島興業信用金庫 |
| 5. 鹿児島相互信用金庫 | |

新規採用職員の紹介



総務課庶務係 主事補 小原雅貴

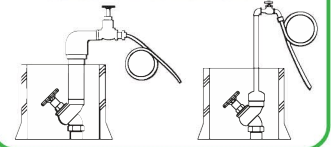
4月より新しく採用されました、小原雅貴と申します。
ダム管理や畑かん施設の管理、点検などを先輩方と行っており、とても新鮮で充実した日々を送らせていただいております。
分らないことばかりで勉強の毎日ですが早く仕事を覚え、組合員の皆様に貢献できるよう頑張りますので宜しくお願いいたします。

散水器具の設置について

畑かん散水器具が約 2 割の負担で設置できます！

県営事業実施期間中であれば、約 2 割の自己負担で散水器具を設置することができます。県営事業が完了すると補助がなくなり、全額自己負担での設置になります。また、施設の工事には設計から工事完了まで約 2 年ほどかかるため、早めの申込をお願いします。

※補助対象外
簡易的な散水器具もあります。



改良区にて散水器具の相談等も受付けています。お気軽にお尋ねください！

主な散水器具の紹介

噴射ホース（チューブ）



21万円

- 移動は軽量で設置も容易。播種、定植前の基礎水や丈の低い作物の初期散水に良。
- 30 a 畑 自己負担は概ね 2 1 万円
(ストレーナー含む)

レインガン



30万円

- 畑の形状に合わせて設置でき、播種直後に設置し収穫直前に撤去する。
- 30 a 畑（標準 4 基）設置
自己負担は概ね 30 万円

茶用スプリンクラー



60万円

- かん水、防霜、防除、降灰除去など多様に活用できる。
- 30 a 畑 自己負担は概ね 60 万円

スプリンクラー固定式



24万円

- 器具の設置回収の手間がなく開栓するだけで良い。（移動式も有）
- 30 a 畑（標準 4 基）設置
自己負担は概ね 24 万円

ロールカー



39万円

- 複数の畑に散水できる。30 a の畑を 6～8 時間で自動散水。
- 1 台 自己負担は概ね 39 万円
※導入条件（60 a 以上の水利用面積が必要）

スマートレイン



80万円

- 複数の畑に散水できる。30 a の畑を 2～3 時間で自動散水。
- 1 台 自己負担は概ね 80 万円
※導入条件（2 ha 以上の水利用面積が必要）

※自己負担金は概ねの金額です。設備の仕様や材料、畑の形により変動することがあります。

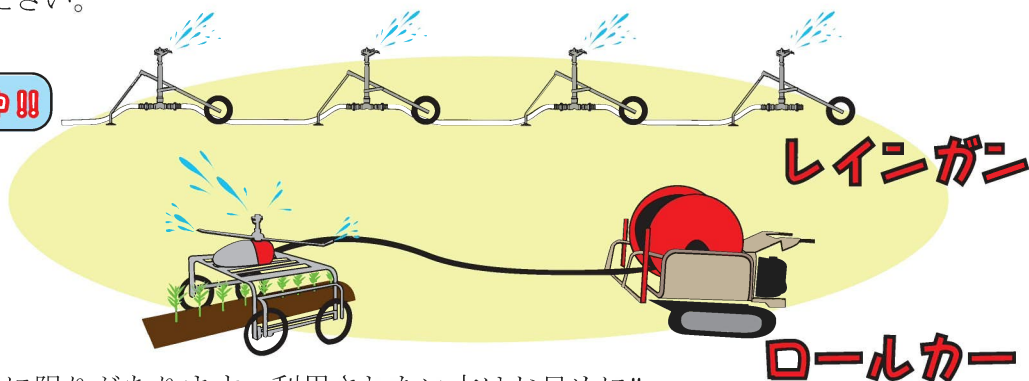
県営事業（補助事業）の完了間近の地域があります。申込はお急ぎください！

町 名	事業完了間近な地域	※概ねの地域を表記しています。該当する地域の確認は土地改良区までお問い合わせください。
財部町	大川原・高塚・桐原・下十文字・宇都	

畑かん用貸出散水器具があります!!

曾於北部地区の受益地において、畑かん散水器具の貸出しをしています。使ったことが無い方も、購入を検討されている方も、貸出用で1度体験してみてもはいかがでしょうか。詳しくは土地改良区までお気軽にご相談ください。

今年度も無料貸出中!!



※貸出用散水器具は数に限りがあります。利用されたい方はお早めに!!

給水栓の設置忘れはありませんか？

事業が完了しますと給水栓の設置は全額自己負担のうえ手続き等も大変です。事業実施中に設置することをお勧めします。

※事業は地区により完了する年が異なります。詳しく知りたい方は土地改良区までご連絡ください。

水利用の申込をすれば
水が使えます！



水利用申込無

※給水栓を設置しただけ
では料金は発生しま
せん。

水が使用できます！
使用料が発生します！



水利用申込済

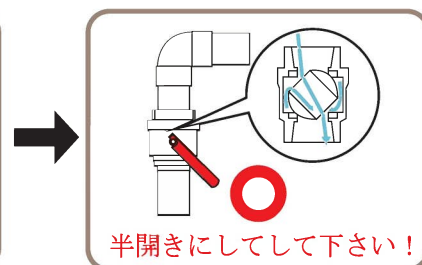
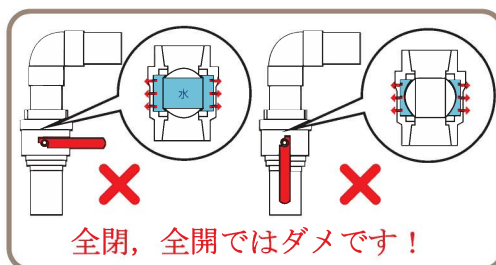
※土地改良区に水利用の
申し込みをして初めて
料金が発生します。

凍結による畑かん施設の破損に注意してください

- ボールバルブは、全開や全閉ではバルブ内に残った水が凍結による膨張によって破損してしまいます。使用後は必ず水抜きをした後に、ハンドルを半開きにしてください。

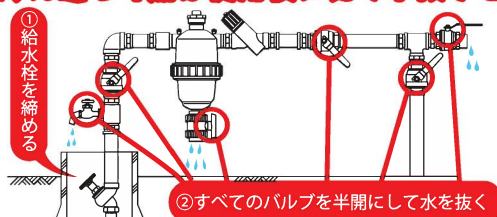


※水抜きは行っていたが、ハンドルを全開にしていたため、ボールバルブ内の水が凍結による膨張によって破損した。

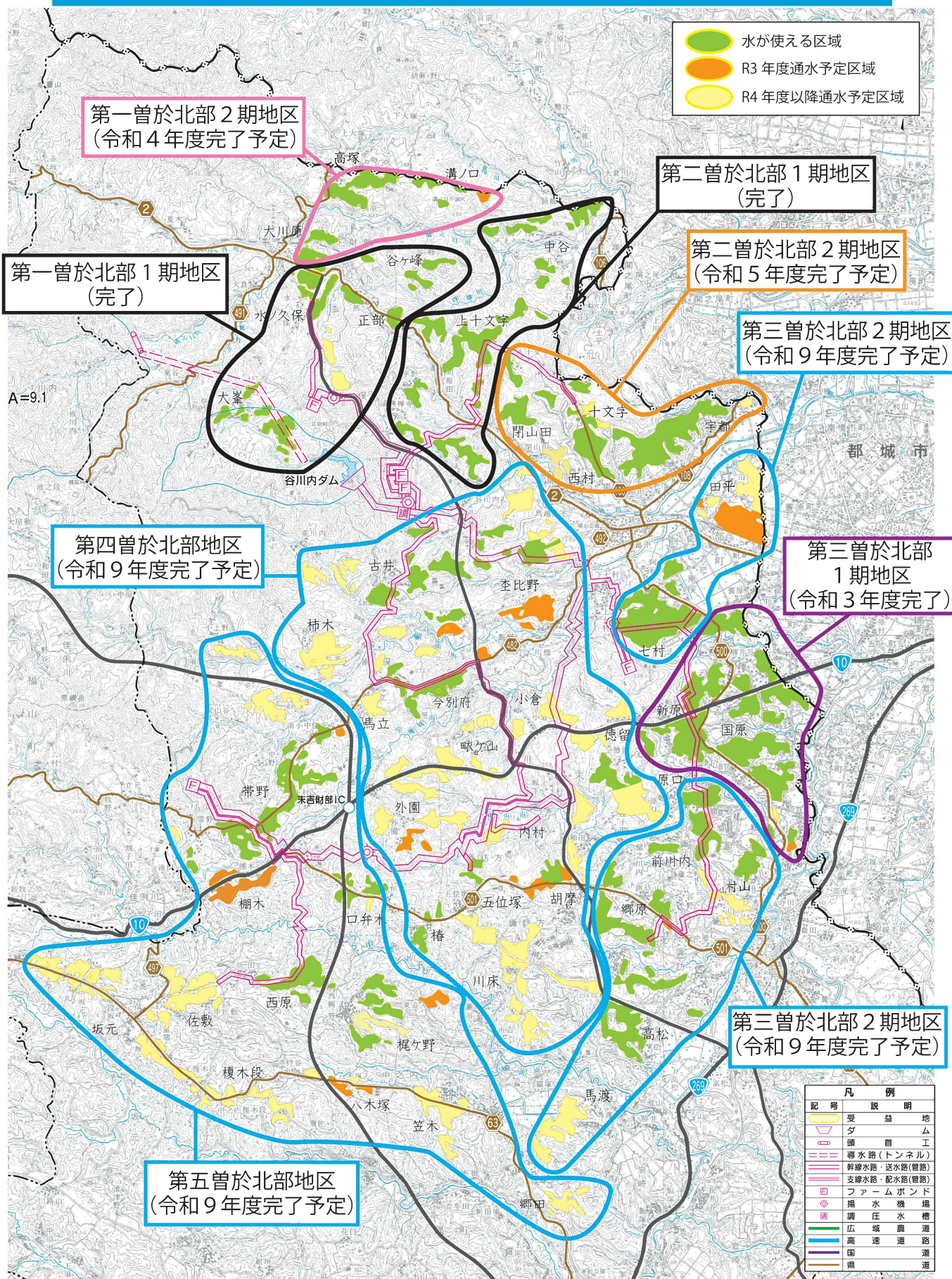


※冷え込む時期は使用後に必ず水抜きをしてください。

※さらに施設を保温してください。



畑地かんがい事業の進捗状況と地区の完了年度



※ 散水器具の申込は、完了年度の 2 年前までには申込をしてください。